

野生きのこの採取・出荷等について

平成24年9月24日

野生きのこのシーズンを迎えようとしております。

福島県におきましては、昨年度から、野生きのこの放射性物質のモニタリング検査を行っており、その結果、複数の市町村において国の暫定規制値(当時)を超える放射性セシウムが検出され、下記市町村で採取された野生きのこの摂取及び出荷が制限されています。

【摂取及び出荷が制限されている市町村】

摂取:いわき市、南相馬市及び棚倉町の3市町

出荷:中通り(29市町村)、浜通り(13市町村)、喜多方市、猪苗代町及び昭和村の45市町村

今年度も、野生きのこについて、採取が本格化する前の早い時期にモニタリング検査を実施し、その結果を皆様にお知らせしていくこととしております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 4月1日から食品中の放射性セシウム基準値が改正されており、野生きのこについても、100Bq/kgを超えるものは、出荷や流通の自粛をお願いします。
- 野生きのこの発生情報がございましたら最寄りの農林事務所・市町村へお知らせいただくとともに、モニタリングにご協力をお願いします。
- モニタリング結果は新聞や福島県ホームページなどで公開されています。
- 自家消費用の野生きのこについては、各市町村で放射性物質の検査を行っていますので、お問い合わせ下さい。なお、出荷が制限されている市町村の野生きのこについては、自家消費についてもおすすりめできません。
- 食中毒防止のため、疑わしい、知らないきのこは採らないください。最寄りの農林事務所、郡山市安積町にある林業研究センターまたはきのこ振興センターで、相談に応じています。

【野生きのこの検査に関する問い合わせ先】

福島県会津農林事務所
森林林業部林業課
TEL 0241-24-5734
FAX 0241-24-5748

自家消費用の検査
金山町役場
住民課保健福祉係
TEL 0241-54-5135

出荷についての検査
金山町役場
産業課農林振興係
TEL 0241-54-5321

平成 24 年 9 月 7 日現在

作成：会津農林林業課

野生きのこのモニタリングについて

1. 検体について

(1) 検査に必要な量

農業総合センター 通常 1,000ml (検査可能最小量 200ml)

林業研究センター 通常 1,000ml (検査可能最小量 350ml)

(2) 報告様式

様式 1

- ・採取者が一般県民の場合は、年間出荷量、出荷先を記載してください。
- ・後日、採取場所の土を調査する場合がありますので、採取場所の土地所有者の情報をわかる範囲で記載してください。

(3) 調査日程 (農業総合センター)

① 金曜日 様式 1 提出【市町村→農林】

- ・最終提出は、翌週の水曜日午前中

② 水曜日 検体提出【市町村→農林】

- ・葉っぱ等のゴミを取り除く
- ・新聞紙で包装する
- ・水洗いは不要 (腐敗を予防するため)

③ 木曜日 検体最終調整【農林】

- ・鑑定用の検体を選別 (1, 2本)
- ・検体の水洗い

④ 金曜日 農業総合センター持ち込み【農林】

※林業研究センター検査は、随時実施する。

(4) 検体料

農業総合センター検査分は、支払い有り

林業研究センター検査分は、支払い無し → 有り

(5) その他

腐敗が激しいものや虫食いが著しいものは検査できませんので、できるだけ状態の良いものを選んでください。

2. きのこの鑑定について

野生きのこについては類似のものもあることから、①採取者→②農林事務所担当者

(特産 AG 等) →③林研センター担当者（もしくはきのこ有識者）によりそれぞれ鑑定を行い、間違えのない体制でモニタリングを行います。

そのため、1・(3)・③で取り置いたきのこにより鑑定を行います。検体量が少ない場合は、事務所で調整を行わず、農総（もしくは林研）にそのまま持ち込んだうえで、鑑定後、調整を行います。

3. その他留意いただきたいこと

(1) 出荷可能市町村の野生きのこ（出荷前の安全性確認）

原則は、直接農業総合センターへ持ち込み、モニタリング検査を実施します。（毎週送付しているモニタリング通知文書では、火曜日林研に持ち込み、急ぎの場合は、金曜日直接農総持ち込みとなっていますので、可能ならば林研持ち込みにご協力をお願いします）

検査は、毎週金曜日ですが、山菜の場合と同様、状況により検査日を追加する予定です。ただし、周辺地域を含めて複数検体がモニタリング検査にかけられるようにして下さい。また、できれば月曜日に農総へ搬入できるよう調整を行って下さい。

(2) 出荷制限市町村の野生きのこ（出荷制限解除の可否確認）

原則、林業研究センターへ持ち込み、事前確認検査を実施します。

ただし、昨年度のモニタリング検査により高い値が確認された品目や場所、高線量地域で検体を採取した場合には、基礎データ収集のための調査を行うこととします。

（そもそも出荷制限解除の可否が検討できる状況かどうかを判断するため）。そのため、採取者等へ検体料の支払いやモニタリングとして公表する旨の約束はできません。

(3) 直売所の監視

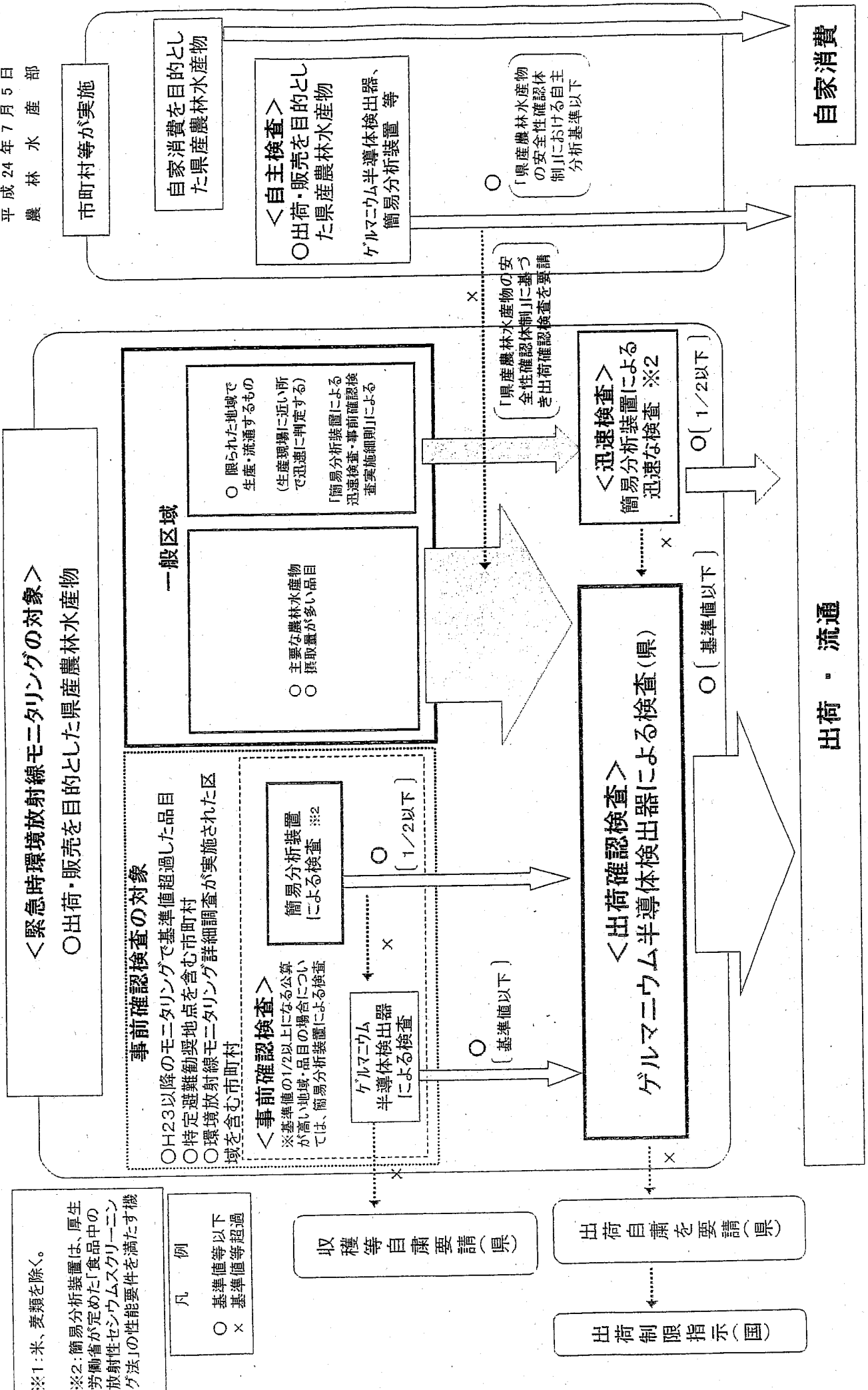
会津、南会津管内の直売所のほか、他管内の直売所（特に湖南や天栄など会津に近い直売所）についても、出荷状況等を確認いただき、モニタリング検査を受けていない品目が流通しないよう指導をお願いします。

(4) 土壌の採取

基礎データ収集のため、可能ならば、きのこ採取の際、土壌も採取いただき、一緒にデータを収集したいと考えております。採取可能な場合は、事前にお知らせください。

農林水産物に係る緊急時環境放射線モニタリングの検査フロー図

平成 24 年 7 月 5 日
農 林 水 産 部



※1:米、麦類を除く。
※2:簡易分析装置は、厚生労働省が定めた「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の性能要件を満たす機

凡 例

- 基準値等以下
- × 基準値等超過

平成24年度 野生きのこ 緊急時環境放射線モニタリングフロー図

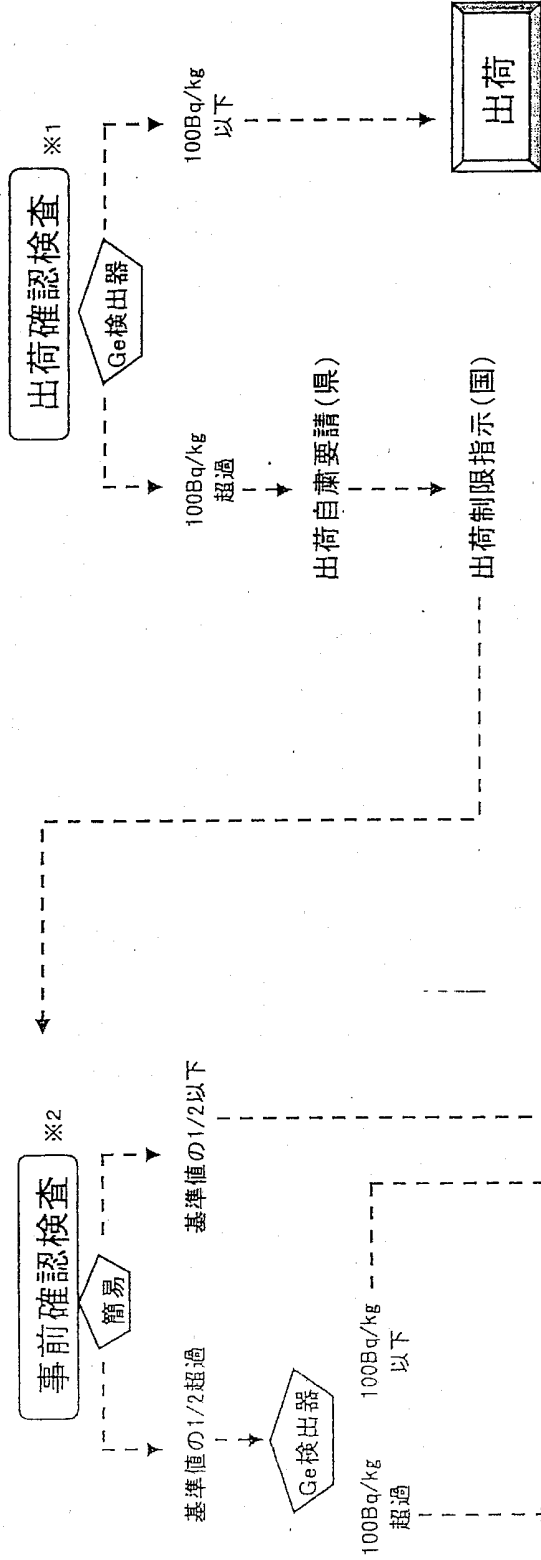
資料2

出荷等制限市町村
【喜多方市、猪苗代町】

目的：出荷制限解除の可否確認
 検査時期：発生後の早期
 採取点数：品目毎1～3箇所程度（昨年度採取した箇所含む）
 別の品目が発生したら改めて検査

出荷可能市町村

目的：出荷物の安全性確認
 検査時期：出荷前の発生初期
 採取点数：品目毎1～3箇所程度
 別の品目が発生したら改めて検査



モニタリング継続
※基礎データの収集

モニタリング継続

検査したすべての野生きのこが基準値以下の場合
 国と解除手続きの協議検討を行う

※1：モニタリング結果判明日に公表
 ※2：週1回公表

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値の見直しについて

林業振興課

平成24年9月5日

1 当面の指標値（放射性セシウムの濃度の最大値）

きのこ原木及びほだ木について50ベクレル/kg（乾重量）で変更なし。

2 きのこ原木及びほだ木の経過措置

100ベクレル/kg（従来：150ベクレル/kg）以下の原木等であって、かつ、発生するきのこの放射性物質が50ベクレル/kg以下の場合、きのこ生産者が所在する都道府県が発生したきのこの出荷前の放射性物質検査を確実にこなうこと等厳格な管理を条件として、自県内での使用に限り可能とされた。

既に使用している150ベクレル/kg以下のものについては、点検・廃棄等の処分が完了するまでの平成24年11月30日までの間に限り使用が可能とされた。

3 きのこ生産資材検査と生産指導検査の実施について

きのこ発生前までにほだ木の検査を受けること、また、ロットの管理を適正に行なうことについて指導願います。

今回の改正された経過措置対象ほだ木（51～100ベクレル/kg）を使用してきのこを発生させようとする場合は、緊急時環境放射線モニタリング検査を実施する前に必ず生産者指導として発生したきのこの放射性物質検査を実施し、ほだ木の使用適否について確認した後に生産活動に使用するよう指導願います。

また、平成24年8月31日までに資材検査を実施し、旧経過措置対象ほだ木（51～150ベクレル/kg）であることが確認されたほだ木については、ほだ木の検査結果、緊急時環境放射線モニタリング検査結果、または、生産者指導として実施するきのこの放射性物質検査によって生産活動に使用可能であるか確認して、11月30日までに適切に対応するよう指導願います。

なお、ほだ木として使用できないことが確認された場合は、東京電力株式会社への損害賠償として対応するよう指導願います。

きのこ原木の当面の指標値の見直しについて(案)

改正内容		8月末	9月	10月	11月	12月	1月以降
指標値	50ベクレル/kgで変更なし	引き続き適用					
経過措置	現行	原則廃止					
	改正後	完全廃止					
必要に応じ見直し		適用					

きのこ原木・ほだ木の当面の指標値の見直しについて

きのこ原木・ほだ木の「当面の指標値」については、食品の新基準値の施行に伴い、本年4月から50ベクレル/kgを適用（従来：150ベクレル/kg）。

その後、引き続きデータの収集・分析を行ってきたところ、指標値の算出根拠となる移行係数は、新たなデータを用いても現行の2と同程度。このため、今後も現行指標値50ベクレル/kgを適用し、これを超えるきのこ原木・ほだ木の利用自粛を要請。

その際、発生したきのこの管理を確実にを行う場合は150ベクレル/kg以下の原木等の使用を可としている経過措置について、発生するきのこの放射性物質濃度が、バラツキを考慮して50ベクレル/kg以下となる場合は100ベクレル/kg以下の原木等の使用を可と変更。

（既に使用している150ベクレル/kg以下のものについては、点検・廃棄等の処分が完了するまでの今後3か月の間に限り使用可）併せて、原木確保等生産者の生産継続に向けた支援を実施。

【指標値算出の考え方】

現行：原発事故時に植菌済みであったほだ木と当該ほだ木から発生したしいたけ48組のデータから移行係数を算出。

移行係数：1.92 \div 2

今回：原発事故時に立木・原木であり、事故後に植菌されたほだ木と当該ほだ木から発生したしいたけ66組のデータから移行係数を算出。

移行係数：1.78 \div 2

$$\text{当面の指標値} = \frac{100 \text{ベクレル/kg (食品の基準値)}}{2 \text{ (移行係数)}} = 50 \text{ベクレル/kg}$$

※移行係数＝

「きのこ」の放射性物質濃度（生）／「原木・ほだ木」の放射性物質濃度（乾）

【生産継続に向けた支援策】

- きのこ原木供給量掘り起こし・掛かり増し経費への支援
- きのこ原木の洗浄機械の導入等への支援
- 放射性物質の少ないきのこの生産方法の開発と普及 等

林産物放射線量測定について

平成24年8月2日現在

	原木栽培 (施設)	原木栽培 (露地)	菌床栽培
資材検査	<p>[県林業振興課] ①2% (1ロット3本から鋸屑を作成) ②50Bq/kg (H24春まで特例あり) ③植菌後いつでも 測定期間：1～2週間程度 ④農総Ge、林研NaI (下限値10Bq以下) 含水率測定含む ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥原則として非公表</p>	<p>[県林業振興課] ①2% (1ロット3本から鋸屑を作成) ②50Bq/kg (H24春まで特例あり) ③植菌後いつでも 測定期間：1～2週間程度 ④農総Ge、林研NaI (下限値10Bq以下) 含水率測定含む ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥原則として非公表</p>	<p>[県林業振興課] ①2% (1ロット10カ所から採取) ②200Bq/kg ③菌床調整後 測定期間：1～2週間程度 ④林研NaI 含水率測定含む ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥原則として非公表</p>
事前確認検査	<p>[会津農林事務所] 【資材検査で50Bq/kg超の場合のみ】 ①1kg (洗浄、足切り済) ②100Bq/kg ③発生初期 測定期間：2～7日程度 ④林研NaI 農総Ge (スクリーニング基準以上) ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥公表</p>	<p>[会津農林事務所] 【資材検査で50Bq/kg超の場合のみ】 ①1kg (洗浄、足切り済) ②100Bq/kg ③発生初期 測定期間：2～7日程度 ④林研NaI 農総Ge (スクリーニング基準以上) ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥公表</p>	<p>[会津農林事務所] 【資材検査で150Bq/kg超の場合のみ】 ①1kg (洗浄、足切り済) ロット単位で数個試験発生させ採取 ②100Bq/kg ③本発生前 測定期間：2～7日程度 ④林研NaI 農総Ge (スクリーニング基準以上) ⑤基準値を超えたたロットは廃棄 ⑥公表</p>
出荷確認検査	<p>[県林業振興課] ①1kg (洗浄、足切り済) ②100Bq/kg ③本発生当初 測定期間：4～7日程度 ④林研NaI 農総Ge ⑥公表 (基準値を超えれば市町村単位で制限)</p>	<p>[県林業振興課] ①1kg (洗浄、足切り済) ②100Bq/kg ③本発生段階 測定期間：4～7日程度 ④林研NaI 農総Ge ⑥公表 (基準値を超えれば市町村単位で制限)</p>	<p>[県林業振興課] ①1kg (洗浄、足切り済) ②100Bq/kg ③本発生当初 測定期間：4～7日程度 ④林研NaI 農総Ge ⑥公表 (基準値を超えれば市町村単位で制限)</p>

①検体 ②基準値 ③調査時期・期間 NaI : NaI シンチレーションスペクトロメーター ④調査方法 ⑤結果の取り扱い ⑥その他注意事項等
Ge : ゲルマニウム半導体検出器 NaI : NaI シンチレーションスペクトロメーター 農総 : 農業総合センター 林研 : 林業研究センター

きのこ生産者 ロット管理票

生産者名		調査日		調査者												
所在地		TEL		FAX												
		e-mail														
種別	品目	ロット番号	植菌日	資材調達先	資材放射線量	資材調査日	利用期間	発生期間	きのこ放射線量	きのこ調査日	きのこ放射線量	きのこ調査日	きのこ放射線量	きのこ調査日	販売先	備考
放射能に関する考え方																
今後の経営方針																
東電補償関係																
経営体制、施設等																
ご意見・ご質問等																

きのこ生産者 ロット管理票

調査日	H24.5.10	調査者	〇〇〇〇
TEL		FAX	
e-mail			
生産者名	〇〇農園 代表取締役所長 〇〇 〇〇		
所在地	生産地の住所		

種別	品目	ロット番号	植菌日	資材調達先	資材放射線量	資材調査日	利用期間	発生期間	きのこ放射線量の調査日	きのこ放射線量の調査日	きのこ放射線量の調査日	販売先	備考
原木しいたけ (箱販)	秋山580	1	H22.3.15	〇〇森林組合	ホダ90Bq	H23.12.3	3年(H25)	10-3月	250Bq	H23.12.8		×××	4000本
原木しいたけ (箱販)	秋山580	1	H22.3.15	自家 美里町	ホダ110Bq	H23.12.3	3年(H25)	10-3月	ND<25	H23.12.8		道の駅××	6000本
原木しいたけ (箱販)	森465	1	H23.3.11	△△林業	ホダ80Bq	H23.12.3	3年(H26)	10-3月	75Bq	H24.4.20		スーパー××	4000本
原木しいたけ (箱販)	秋山580	1	H23.3.12	△△林業	ホダ250Bq	H23.12.3	3年(H26)	10-3月	廃棄処理H24.4.30 (会津坂下町〇〇地内)				8000本
原木しいたけ (箱販)	森465	1	H24.4.20	自家 柳津町	原木50Bq	H23.12.24	3年(H27)	10-3月				道の駅××	3000本
原木しいたけ (箱販)	森465	1	H24.4.10	▼▼林業	原木ND<8	H24.2.4	3年(H27)	10-3月				ネット通販	4000本

放射能に関する考え方

- ・安全安心なきのこ生産を徹底し、消費者に情報提供していく。
- ・少しでも放射性物質を含むきのこは出荷しない。

今後の経営方針

- ・当面は様子見とし、植菌は多少縮小ぎみで経営を継続したい。

東電補償関係

- ・H23.11に1回目請求(きのこ振興協議会経由)
- ・当面は年1回のペースで請求したい。

経営体制、施設等

- ・家族経営(男1名、女1名)
- ・ハウス4棟

ご意見・ご質問等

- ・現在、基準値以内の原木を使用しているが、ホダ場での空中からの汚染や、浸水用の沢水による汚染が不安である。
- ・種菌や原木の種類、原木の洗浄による放射線量低減の情報が欲しい。